

栃薬会第51号
令和2年5月13日

保険薬局 管理薬剤師 様

一般社団法人栃木県薬剤師会
副会長 田中友和

薬局における薬剤交付支援事業の実施に関する留意点等について

平素より、本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

薬局における薬剤交付支援事業の実施については、令和2年5月8日付け栃薬会第46号でお知らせしたところです。

今般、日薬より留意点等が示されましたので、最新の実施要領を送付いたします。下記については、前回との変更点ですのでご留意いただきますようお願いいたします。

記

1. 電話による服薬指導及び薬剤の配送を行ったケース（0410 対応、CoV 自宅、CoV 宿泊）については、本会に請求を行わないものも含めたすべての実施状況を報告してください。
※ 請求を行わないものの例：
 - ア. 宿泊療養施設の複数人の患者に薬局の従事者が届けた場合の代表の1件以外
 - イ. 1か所の届け先の複数人に薬局の従事者が届けた場合の代表の1人分以外
2. ⑤配送料等の欄は、患者負担分も含めた実際の金額を記載してください。
3. 実施状況報告書の提出について、**【重要】**
 - ア. 4月30日分の実施状況は、5月分に含めてよいことになりました。
 - イ. 予算の使用状況の把握をする必要があるため、当面は週単位で取りまとめてご提出ください。**※【別紙】「薬剤の配送等実施状況報告書」様式（エクセルファイル）を差し替えます。**5月分の取りまとめからは添付の様式でご提出ください。

ウ. 取りまとめ期間及び提出期限：

以下の日程で取りまとめ、ご提出をお願いいたします。

取りまとめ期間	提出期限
4月30日（木）～5月16日（土）	5月20日（水）
5月17日（日）～5月23日（土）	5月27日（水）
5月24日（日）～5月31日（日）	6月 3日（水）
6月 1日（月）～6月 6日（土）	6月10日（水）
6月 7日（日）～6月13日（土）	6月17日（水）
6月14日（日）～6月20日（土）	6月24日（水）
6月21日（日）～6月30日（火）	7月 3日（金）

※7月分以降は、改めてご連絡いたします。

エ. 提出は、メールに報告書（エクセルファイル）を添付し、以下のメールアドレスに送付してください。

➤ 提出先メールアドレス：mail@tochiyaku.com

※件名に、「実施状況報告書（薬局名）」を記載してください。

6. その他

ア. 【別紙】薬剤の配送等実施状況報告書にある「保険薬局コード（10桁）」について

➤ 栃木県番号「09」＋点数区分コード「4」＋保険薬局コード（7桁）をご記入ください。

薬局の薬剤交付支援事業実施要領

令和2年5月13日
(一社) 栃木県薬剤師会

1. 事業実施団体 栃木県薬剤師会

2. 支援の対象

栃木県内の薬局において、4月2日事務連絡及び4月10日事務連絡等に基づき調剤及び電話等による服薬指導等を行い、患者宅等に薬剤を配送又は薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合以下の費用が補助される。

- (1) 薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の交通費及び人件費
- (2) 患者宅等へ薬剤を配送した場合の配送料

3. 補助額

処方箋の備考欄記載	補助額
「CoV 自宅」又は「CoV 宿泊」	薬剤の配送に要した費用の全額
「0410 対応」	薬剤の配送に要した費用のうち、 <u>200円</u> を差し引いた額

- (1) 振込手数料、代引き手数料等の支払いに伴う各種手数料は含まない。
- (2) 「薬剤の配送に要した費用」は、以下のとおりとする。
 - ア. 薬局の従事者が患者宅等に届けた場合：
交通費等の実費額相当として、距離を問わず、300円/1件とする。
宿泊療養施設に対し複数人分を同時に届けた場合も「1件」と考える。
 - イ. 配送業者を利用した場合：配送料

4. 請求額

薬局から本会への請求額は、下表「県薬への請求額」のとおりとする。

処方箋	配送方法	患者負担 (※)	県薬への請求額
CoV 自宅 CoV 宿泊	薬局の従事者	0円	300円
	配送業者		配送料全額
宿泊療養施設の患者に薬局の従事者が届けた場合、複数人分であっても1件とし、300円を県薬へ請求する。 *この場合の請求手続きは、【別紙】実績報告書に全件を記載した上で、代表する1件のみ請求(○印を記入)し、それ以外は空欄のまま(○印を記入しないこと)とする。			
0410 対応	薬局の従事者	200円	100円
	配送業者		配送料 -200円
1か所の届け先について複数人分を薬局の従事者が届けた場合、複数人分であっても1件とする。 *この場合の請求手続きは、CoV 自宅、CoV 宿泊と同様とする。			

※ 0410 対応の患者負担分(200円)は、薬局が患者から徴収する。

5. 配送方法及び配送方法に関する留意点

- (1) 薬局の従事者が直接届けることを基本とし、それが困難な場合に限り、配送業者を使用する方法を検討するものとする。
- (2) 配送業者を使用する際は、可能な限り安価な方法を優先して用いること。
- (3) 予算には限りがあるため、新型コロナウイルス感染症患者等への支援という目的に鑑み、宿泊療養及び自宅療養の軽症者への支援が優先される。

6. 請求に係る手続

- (1) 薬剤の配送等を行った薬局は、月ごとの配送等に要した費用を翌月15日までに【別紙】「薬剤の配送等実施状況報告書」により県薬に提出すること。
- (2) 当該薬局においては、申請に当たって、事後、行政等から確認される場合があるので、申請の根拠となる資料は別に保存すること。

※根拠となる資料の例

- ・処方箋の写し（備考欄に「CoV 自宅」、「CoV 宿泊」、「0410 対応」と記載されているもの）
- ・配送料の金額がわかるもの（伝票控え、配送業者からの請求書等）

7. 請求にあたっての留意点

- (1) 処方箋の備考欄に「0410 対応」と記載された処方箋でも、患者が来局した場合には、0410 対応として扱わないため、請求には含めないこと。
- (2) 一部負担金の授受に伴う手数料（振込手数料、代引き手数料等）は、患者の自己負担。（支援の対象外）
- (3) 本事業の支援対象となる配送業者は、いわゆる宅配便を想定しており、患者が、宅配便より高価な運送サービスによる受取を希望する場合は、患者の自己負担とする。（支援の対象外）

8. 事業の開始・終了時期

- (1) 令和2年4月30日から令和3年3月31日まで実施予定。ただし、実施期間の途中で予算の上限に達した場合は、その時点で終了する。
- (2) 事業の終了が年度末であることから、最大で2月末日分まで（3月15日締め切り）が対象となる。

9. 事業費の精算時期

薬局に対する費用の精算は、当事業終了時期以降を予定とする。

以上